

2026年度 公益財団法人 日本教育公務員弘済会 東京支部

福祉事業 結婚祝金 募集要項

- 1 主催 公益財団法人 日本教育公務員弘済会 東京支部
- 2 趣旨 本会福祉事業として、教弘保険加入者が結婚・入籍された際に結婚祝金をお贈りします。
- 3 金額 1万円をお贈りします。
- 4 申請資格 教弘保険加入者で結婚・入籍後1年以内の方。
(退職している方でも教弘保険に加入していれば対象)

教弘保険加入者とは、ユース教弘保険／新教弘保険（A型・B型・S型・K型）／旧教弘保険（第1種・4種）のいずれかに加入されている方です。

※結婚する二人が共に教弘保険加入者の場合、それぞれが申請の対象となります。

※結婚・入籍時及び祝金受領時も教弘保険教弘保険にご加入いただいている必要があります。

結婚・入籍後に教弘保険加入者となった場合は対象となりません。

※保険契約始期以後に結婚・入籍された場合に限りません。

- 5 申請期限 結婚・入籍から1年以内に教弘保険加入者ご本人が申請して下さい。(弘済会必着)
- 6 申請方法 ①弘済会東京支部または学校担当者に申請書を請求。
②申請書の必要事項を全て記入、**婚姻日を証明できるもの(戸籍謄本・抄本等)の写しを必ず添付**の上、厳封して学校担当者または下記申請先宛へ提出。
※ファクシミリ、メールによる申請は受け付けません。
※職員番号は健康保険証等でお確かめ下さい。
(申請先) 〒102-0074 千代田区九段南2-3-14 靖国九段南ビル8階
弘済会「結婚祝金」係 宛
- 9 交付方法 支部長が申請書を審査し交付を決定します。その後、弘済会受付月の翌月15日頃を目安に、申請者指定の金融機関口座(申請者名義)へ振り込みます。
- 10 振込案内 弘済会東京支部ホームページにて振込予定日をご確認ください。
なお、振込に関する書面での通知は行っておりません。

11 個人情報の取扱い

弘済会だよりへ記載の「個人情報の取扱いについて」にご同意の上、申請して下さい。